

「早期の事業再生の円滑化に関する新制度」の位置付け等に関する検討会（第3回）

日時 令和7年1月24日（金）

【事務局】 それでは予定した時刻になりましたので、「早期の事業再生の円滑化に関する新制度」の位置付け等に関する検討会の第3回会議を開会いたします。本日はご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。第2回と同様に、最初に何点か事務的なご連絡をさせていただきます。まず配布資料の確認でございます。本日の資料といたしましては、資料1として、議事次第・配布資料一覧、資料2として委員等名簿、資料3として第3回検討会資料を配布しており、資料3がこの検討会の取りまとめ案となっております。続いて、議事録の公開についてでございます。この検討会の議事録については、後日法務省のウェブサイトで公開いたします。ここからの議事進行につきましては座長にお願いしたいと思います。それではよろしく願いいたします。

【山本座長】 どうもありがとうございます。それでは進行をさせていただきます。予定されているところでは、本日がこの検討会の最終回ということになりますが、どうぞよろしく願いいたします。まずは、資料3の取りまとめ案に関して、事務局のほうから取りまとめに至る経緯について、補足説明をしていただきます。よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは資料3につきまして補足をさせていただきます。資料3は第2回検討会で取りまとめ原案の作成を座長にご一任いただいたことを踏まえ、座長の補助として、事務局において第1回検討会及び第2回検討会の議論の内容を取りまとめ案の形でまとめさせていただいたものです。資料3のうち、新制度の概要の記載については、第2回検討会後に経済産業省の小委員会で取りまとめられ、パブリックコメントに付された小委員会の報告書案の内容も反映しております。また、資料3の作成にあたっては、取りまとめ案という資料の性質上、委員の皆様方にもご確認をいただきながら作成をいたしました。事務局からの資料3についての補足は以上となります。

【山本座長】 ありがとうございます。それでは続きまして、本日の検討会を進行するにあたり、私のほうから、ただ今補足説明をいただきました資料3の概要につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。まず、こちらの取りまとめ案の第1は、本検討会の趣旨について説明する部分です。第1の1においては、本検討会における議論の前提となる、経済産業省の事業再構築小委員会における検討経過等を記載しております。続いて第1の2では、本検討会が新制度の在り方そのものについて独自に検討、提言をするものではなく、

一步離れた立場から、小委員会が構想する制度的枠組みを前提として、そこで検討された各論点について、法的倒産手続及び事業再生ADRとの関係における位置付け等を明らかにするための検討を行うものであるということを記載しております。

次に、第2は、小委員会において検討された新制度の概要について説明している部分です。第2の1「新制度の概要」から9「その他」まで、新制度の制度的な枠組みについて記載しておりますが、これらの内容が昨年12月末にパブリックコメントに付された小委員会の報告書案の内容も反映したものとなっていることは、今ほど事務局からご説明いただいたとおりです。

続きまして第3は、新制度の位置付け等について、対比しつつ検討するための前提として、法的倒産手続と事業再生ADRの特徴等について分析した部分となっております。第3の1では、現行の法的倒産手続の特徴について、特に再建型の法的倒産手続を中心に分析し、また、第3の2では、事業再生ADRの概要と特徴について整理しております。

そして、第4は、以上を前提として、本検討会において新制度の位置付け等に関し、中心的に議論してきた四つの点についての検討結果をまとめた部分であり、内容的にはこの取りまとめ案の中心となる部分となります。具体的には、第4の1で「新制度を法的倒産手続とも事業再生ADRとも異なる第三の手続として位置付けることについて」、第4の2で「新制度における手続保障について」、第4の3で「新制度における対象債権を権利変更することの正当化根拠及び対象債権者について」、そして第4の4で「新制度と事業再生ADRとの関係」についての検討内容を記載し、最後に第4の5の「その他」として、それ以外の論点について委員の皆様からいただいたご意見を取りまとめて記載しております。

以上が、非常に雑駁ではございますが、本検討会における検討結果の取りまとめ案についての概要となります。既にこちらの取りまとめ案の原案につきましては、事前に委員の皆様に通朗ご確認をいただいているところではございますが、これまでのご議論が適切に反映されているか、あるいは前回検討会後にパブリックコメントに付された小委員会の報告書において具体化された点、そのほか関連事項などを含め、ご意見等がございましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。それでは鐘ヶ江先生お願いいたします。

【鐘ヶ江委員】 鐘ヶ江です。今座長のほうからご説明をいただいた点に加えて、少し気付いた点がありますので発言させていただければと思います。四つの検討点については9ページから検討結果をまとめてくださっており、その点にはなんら異存はございません。最後の第4の4の「新制度と事業再生ADRとの関係」について、こちらにも異存はございませ

ん。ここに加えて、気付いた点を1点述べさせていただければと思います。この新制度の手續は事業再生ADRの手續を参考にしていると理解しております。そしてこの新制度においては、裁判所が不認可要件等を通じて手續が適法に実施されたかどうかといった点について審理する仕組みになると理解しております。そうすると、恐らくは裁判所が私的整理の手續の適法性等について審理をする初めての機会ということになるのかと思いますので、事業再生ADRの実務であるとか私的整理の実務についての情報が適切に裁判所に提供されるということが非常に重要だと考えた次第です。この点につきまして、取りまとめに加えて気付いた点としてお伝え申し上げます。以上です。

【山本座長】 鐘ヶ江先生、どうもありがとうございます。ただいま鐘ヶ江先生からいただきました、新制度の運用にあたっては事業再生ADRの実務、私的整理の実務に関する情報が適切に裁判所に共有ないし提供されることが重要であるというご指摘だったかと伺いましたが、こちらにつきましても、第4の5、「その他」の部分になろうかと存じますが、委員からのご意見として付け加えることとしたいと存じますが、よろしいでしょうか。水元先生、お願いいたします。

【水元委員】 今の鐘ヶ江先生のご意見、私も賛成なんですけれども、一点、鐘ヶ江先生にお伺いしたいのは、どうかたちで裁判所に情報提供を今後されていくのか。この点、もし腹案があれば教えていただきたいと思うんですけれども。

【鐘ヶ江委員】 ありがとうございます。今法案についての議論がなされていると思いますが、それを踏まえて、今後は運用についての議論が様々な機関や組織を通じてなされると理解しております。その中に、裁判所も何らかのかたちでご関与いただけるという枠組みが必要なのではないかと思っています。それがオフィシャルなものなのか、それともアンオフィシャルなものなのか、様々なかたちがあるかと思っています。今はその程度しか申し上げられないのですが、一つだけではなくてたくさんの繋がりがあるのが望ましいと理解しております。

【水元委員】 実務家協会では何かシンポジウムなどを予定されているとか、そういうことでしょうか。

【鐘ヶ江委員】 残念ながらシンポジウムの宣伝をしようと思っただけの発言ではありませんでした。

【水元委員】 了解しました。

【山本座長】 ありがとうございます。そのほか、ただ今の点に関して、あるいはそのほ

かの点でも、ご意見等ございましたら。蓑毛先生、何かございましたら。

【蓑毛委員】 ありがとうございます。蓑毛です。今座長からご説明いただいた内容について異存はなく、付け加えることはありません。この内容に賛成いたします。

【山本座長】 どうもありがとうございます。そのほか、加藤先生はいかがでしょう。

【加藤委員】 私もこの取りまとめ案に異存はありません。この検討会に参加させていただきまして、大変勉強させていただきました。ありがとうございます。

【山本座長】 どうもありがとうございます。水元先生もただいまのご質問のほかはよろしかったでしょうか。

【水元委員】 いくつか気になることがございまして、発言させてもらってよろしいでしょうか。

【山本座長】 もちろんです。どうぞよろしく願いいたします。

【水元委員】 今日お配りいただいた資料3の10ページ以下の第4の2の記述と、11ページ以下の第4の3の記述なんですけれども、その関係が、この検討会に参加していた我々にとってはよく分かるんですけれども、この取りまとめ案を初めて読む読者にとってはやや晦渋かなと思いました。第4の2と第4の3の関係ですけれども、要するに第4の3における権利変更の正当化根拠の問題というのは、いわゆるジャスティフィケーションの問題であり、他方で第4の2のほうの新制度全体の正当性というのはレジティマシーの問題であり、権利変更の正当化根拠は、制度全体の正統性を前提としているけれども、それだけでは足りない、という趣旨だと思われま。そうだとしますと、10ページの(2)以下でいくつか出てきます、この「新制度全体の正当性」という言葉ですけれども、この「新制度全体の正当性」の言葉の正当の「当」の字のほうは、「当てる」という「当」ではなくて、「統べる」のほうの「統」のほうの方が分かりやすいかなと思った次第です。あるいはもっと言ってしまえば、この「新制度全体の正当性」というのは、新制度全体のインテグリティとかたちで言い換えたほうが一般的には分かりやすいのかなとも思いました。それが1点目です。続けてよろしいですか。それともいったんここで切りましょうか。

【山本座長】 そうですね、今ご指摘いただいた点は重要な点かと存じますので、1つつでよろしいですか。

【水元委員】 はい。

【山本座長】 ただいま水元先生のほうから、まさにこの検討会の取りまとめの中核にあたる部分ですね、第4の2の手續保障に関する部分と、それから第4の3の権利変更の正当

化根拠、この二点の関係について、従前の議論をフォローしていれば分かるところではあるけれども、この取りまとめ案だけを見ると若干伝わりにくい点があるのではないのかという観点から、第4の2の手續保障についてはレジティマシーの問題であるのに対し、第4の3についてはまさに正当化、ジャスティフィケーションの問題であるので、その区別が明確になるようにするために、具体的には2の手續保障の部分で使われている「新制度全体の正当性」という言葉の「正当性」の「とう」を、「当」という字ではなく統一の「統」、こちらに置き換える。あるいはさらにはインテグリティと言い換えるほうが伝わりやすいのではないのかのご提言かと存じますが、水元先生、今の理解でよろしゅうございますか。

【水元委員】 そのとおりでございます。

【山本座長】 ありがとうございます。それではただいまの水元先生からのご提言について、先生方からご意見がございましたらいただければと存じますが、いかがでしょうか。蓑毛先生、お願いします。

【蓑毛委員】 私は特に、水元先生の今のご意見に反対するものではありません。ただ、取りまとめ案の修正は注意深く行う必要があると思います。たとえば、10ページの第4の2の手續保障について、(1)は小委員会における検討に関する記載ですので、3行目の「対象債権者の権利を変更する新制度の正当性」というのはこのままで、(2)については、ざっと見たところ、最初の「新制度全体の正当性」のところは「正統性」に修正するけれども、その次の「手續保障の存在が正当化根拠の一つとなるものと考えられる」というところはそのままだよなど、文脈によって注意深く修正しないと、余計意味が分かりにくくなると思いました。以上です。

【山本座長】 貴重なご指摘をいただきありがとうございます。確かにこの二番目のほうの「正当化根拠」、10ページの下から6行目にあたりましょうか、こちらは対象債権者の権利変更との関係での正当化根拠ですので、ご指摘のとおりもともとの「正当化根拠」というほうが正確になろうかと存じます。水元先生、どうぞ。

【水元委員】 蓑毛先生がおっしゃったとおり、第4の2の(1)は小委員会のほうで使っている言葉ですので、それはこのままで、(2)以下で出てくる「新制度全体の正当性」という言葉が、まず(2)のアのところで一か所あって、これは「統べる」のほうで、11ページにもう一回、ウのところの最初の段落の最後で、「新制度全体の正当性」というのが出ていて、これも「統べる」のほうがいいのかなと。それからもう一か所、12ページの(2)のアのところの最初の段落の真ん中ら辺で、「新制度全体の正当性」とあって、この「当」の字も「統

になるのかなど。そう整理した次第です。

【山本座長】 ありがとうございます。確かに私たちのこれまでの検討会における議論においても、新制度の法的正当性を基礎付ける事由と、個々の権利変更、ないしその権利変更の拘束力を反対債権者、あるいは決議や手続に参加しなかった債権者に及ぼす正当化根拠については、二段階のものであるという枠組みで議論してまいりましたので、両方とも同じ正当化という用語を充てるのではなく、そのような二段階での概念構造が明確になるように、制度全体についての法的正当性を基礎付けるという部分については、「正統」という用語を用い、権利変更それ自体あるいは拘束力を及ぼすことの正当性という部分では、従前用いられている「正当性」という用語、これを使い分けるということで、具体的には、今ご提案いただいたところでは、10ページの(2)のアの2行目、及び11ページのウの、最初のパラグラフの下から2行目の「制度全体の正当性」、並びに12ページにある第4の3の(2)のアの、最初のパラグラフの真ん中辺りの「新制度全体の正当性」、この三か所については「正統」という用語にしてはどうかというご提案ですが、以上の点について他の委員はどのようにお考えでしょうか。鐘ヶ江先生、お願いいたします。

【鐘ヶ江委員】 鐘ヶ江です。水元先生のおっしゃることは理解できました。言葉遣いとしても使い分けというのでも理解できました。ただ全体として、小委員会が構想している枠組みを前提に検討しているという中で、言葉遣いを変えると違うものを検討したかのように見えるところだけが気になります。経産省の小委員会で言葉を変えられるのであればこちらでも変える、そのままにされるのであればこちらでも変えないということで、言葉遣いを合わせておいたほうが検討した内容にズレがないことが明らかになるので望ましいかなと思いました。

【山本座長】 ありがとうございます。水元先生、どうぞ。

【水元委員】 おっしゃることは分かるんですけども、小委員会で検討された正当性の問題は、我々の検討会においては「統べる」の正統性のほうで理解してもよろしいのではないかと、それが我々の提言と違いますか、検討結果を示すことになるのではないかと、ということです。つまり、小委員会のほうでは「当てる」の正当性を用いているけれども、それでは権利変更の正当化根拠であるジャスティフィケーションの問題と、制度全体のレジティマシーの問題が混同されてしまっているんじゃないかという懸念を、我々検討会が抱いたということなので、鐘ヶ江先生のご提案はあるかと思うんですけども、我々の取りまとめ案としては、「当たる」の文字を分別なく用いてしまうと、さっき申し上げた10ページの第

4の2と11ページの第4の3との関係が分かりにくくなる。たしかに、12ページの(2)のアのところで、「新制度全体の正当性」だけでは権利変更の正当化根拠としては足りませんよ、ということが書いてあるので、ここを注意深く読めば、10ページの第4の2でいっている制度全体の正当性の問題と、11ページの第4の3から出てくる権利変更の正当化根拠の問題は意味が違う、レジティマシーとジャスティフィケーションでは意味が違うんだということが分かると思うんですけど、この取りまとめをパッと見た方にとっては晦渋かなと思った次第です。英語では両者は截然と区別されるけれども、日本語としてはレジティマシーのほうも「当」という漢字を使うことが日常用法としてあるので、悩ましいところなんですけれども。

【加藤委員】 水元先生のご指摘は、第4の2と3で「新制度全体の正当性」と「権利変更の正当化根拠」を分けて使っているのであるから、読者に誤解を招かないように、この点を明確なかたちで示したほうがよいとのご趣旨であると理解いたしました。私は、まず第4の2の(1)で小委員会がこの新制度の正当性を新制度のレジティマシーという意味で使っているということを書いた上で、水元先生のご提案に沿って修正することが良いと考えました。単に表現を「正当性」から「正統性」に変えるだけだと、逆に分かりにくくなる可能性もあるかと思います。小委員会の報告書において用いられている新制度の正当性を、我々は新制度全体の正統性を意味するものとして理解して検討を進めたということを取りまとめ案に書くことがよいと思いました。

【山本座長】 加藤先生のご提言は、取りまとめ案10ページの第4の2の(1)の、小委員会における検討内容についての説明のところでは、小委員会で使われている「正当性」という文言をそのまま載せた上で、第4の2の(2)における「本検討会における検討」のところでは、小委員会では「正当性」という用語が使われているが、我々の検討会としては、これについては制度全体の正統性という観点と、個々の権利変更についての正当化根拠という観点を分けて検討すべきと考えているので、「正統性」と「正当性」という用語を使い分けるといふ注記を入れれば混乱を避けることができるというご趣旨でよろしいでしょうか。

【加藤委員】 その方がその後の検討と整合的になると思いました。

【山本座長】 ありがとうございます。鐘ヶ江先生、お待たせしました。どうぞお願いします。

【鐘ヶ江委員】 鐘ヶ江です。ありがとうございます。加藤先生のご意見に賛成です。第4の2の(2)のアの最初に、もし別の漢字を当てるのであれば、そのときに当てた理由を述べ

るといふことで分かりやすくなるのかと思ひました。ありがとうございます。

【山本座長】 どうもありがとうございます。

【水元委員】 水元です。私も加藤先生の意見に賛成です。

【山本座長】 水元先生、ありがとうございます。蓑毛先生もこちらでご異論ないということによろしいでしょうか。

【蓑毛委員】 加藤先生のご発言に賛成します。その上で、第4の2の(2)でどのように注記するかですが、小委員会は第4の(1)でア、イ、ウの三つを挙げて、これを全て「当てる」という字の「正当性」で説明していますよね。私どものほうでは、そのように整理せず、「正当性」と「正統性」の二つに分解しますと。その分解する内容としては、ウの部分は制度全体の「統べる」という正統性だと説明し、イの部分は、権利変更についての当てるという「正当性」と関連するという説明になろうかと思ひますが、アのところが浮かないかなという気がします。アについては、必ずしも、「正統性」の話なのか「正当性」の話なのか、はっきりしないように思ひます。

【鐘ヶ江委員】 今の蓑毛先生のご指摘を受けて、第4の2の(1)のアをもう一度見直しておりますが、「新制度の」とつく場合は「統べる」のほうで、「権利変更の」とする場合には「当てる」という結論だけを確認しておけば、ア、イ、ウそれぞれについてどちらかという区別まではしなくてもよいかと思ひました。例えばアについてみると、窮境に陥った債務者についてだけ権利変更があり得るという意味では、「当てる」のほうの、権利変更の正当性の議論ですが、逆に、新制度はそういった局面に限定して適用する制度だという意味では「統べる」のほうの議論となり、明確にどちらの内容で議論されているか区別できないように思ひます。ですので、「新制度の」という場合には「統べる」の漢字を使う内容として理解し、「権利変更の」という場合には「当てる」という、ジャスティフィケーションの理解だという結論だけを確認しておけばよいのではと思ひた次第です。

【蓑毛委員】 この辺り、だいぶ微妙になってきますので、当てるか統べるかどちらがいかの言葉遣いを含めて、最終案の取りまとめを座長に一任するというところで、よろしいのではないかと思ひます。

【山本座長】 ありがとうございます。それではただいま蓑毛先生からもご提案、ご指摘いただきましたとおり、取りまとめ案の中で「正当性」という言葉がどこで使われているのかについて、今この場でピックアップして、それぞれについて逐一ご確認いただく時間的余裕もございませんし、また見落とし等もあろうかとは存じますので、原案では、第4の2に

において「正当性」という用語が使われていますが、新制度における手続保障との関係で、制度自体の法的正当性、この観点で使うときには「統べる」という字を、これに対し個々の権利変更を正当化する、ジャスティファイするという意味では「当てる」という文字を使うという方向性については概ね各委員の見解、認識が一致しているところかと存じますので、それを前提に、本検討会においてはこの二つの観点から、二段階構造で検討するという注記を入れた上で、その使い分けに応じた文字、用語を使っていくかたちで取りまとめさせていただくということで、座長にご一任をいただいた上で、最終案につきましては各委員にご確認いただいて確定をするという、そうした進め方でよろしゅうございますでしょうか。

【鐘ヶ江委員】 一点だけコメントよろしいですか。水元先生のご指摘、大変重要な点だと認識しておりまして、この制度における裁判所の決定が諸外国で承認されるのかという議論が恐らく将来出てくるときに、制度の正統性及び権利変更の正当性、いずれについても諸外国の裁判所の審理の対象になり得るという意味で非常に重要な点だという認識を個人的には持っております。このような観点からも、大変有益なご指摘だったと理解しております。コメントは以上です。

【山本座長】 鐘ヶ江先生、どうもありがとうございます。以上の点について、そのほか先生方よろしいでしょうか。それでは先程ご提案させていただいたようなかたちで取りまとめ案に反映させていただければと存じます。以上のほか、ただいまの点に関して、あるいはそのほかについてでも、何かございますでしょうか。水元先生、どうぞ。

【水元委員】 今のところとはまた違う観点で、13ページの第4の5の「その他」というところなんですけれども、冒頭、今後こういうような議論がされることが期待されるという記述があって、その最初のところで金融機関のみを対象とする新しい法的倒産手続について議論がされることが期待される、こういう意見が述べられたとなっているんですけども、私個人としては、この意見には反対の立場です。方向性としては金融債権のみを対象とする新しい法的倒産手続というよりも、いわゆる商取引債権保護の規律に関する議論が法的倒産手続の中で深化することを期待している、という意見を持っております。ということなので、書かれているような意見が述べられたということは事実かもしれませんが、私個人としてはそのような意見に反対しているということを念のため述べさせていただきました。以上です。

【山本座長】 水元先生、ありがとうございます。本検討会において、中心的に検討事項とさせていただいた第4の1から4の点につきましては、基本的に委員の認識が一致した

ところを、検討会の取りまとめとして記載させていただいておりますが、5の「その他」につきましては、検討会で議論して、一定の結論に達したというのではなく、その他各委員からの意見ということで記載させていただくところと考えておりますので、金融債権のみを対象とする新しい法的倒産手続等の仕組みについて今後議論がされることを期待するという意見があったとともに、逆にこれに対してはむしろ商取引債権の取扱いに関する議論を展開していくことが先であるという意見もあったというかたちで、併記することとさせていただければと存じますが、そういった取扱いとさせていただくことでよろしいでしょうか？

【蓑毛委員】 ありがとうございます。水元先生が別の意見を併記したいということであれば、特に反対するものではありません。

【山本座長】 それではそのようなかたちで、この部分については特に優劣はつけず、またこの検討会としてどちらと考えるということではなく、検討会の中でそれぞれの意見があったということをお示しさせていただくということでもまとめさせていただければと存じます。よろしゅうございますか。

【水元委員】 はい、ありがとうございます。

【山本座長】 どうもありがとうございます。そのほかございませんか。それでは少々早めではございますが、内容に関しましてはこれまでの検討会において十分にご議論いただいたところであり、本日の検討会ではそれらのご議論が取りまとめ案に適切に反映されているかどうかについてご確認いただくとともに、さらに付け加える点があればご発言いただいて、最終案に反映させていくことが主眼でしたので、特にこれ以上新しいご意見がないということでもよろしければ、本日の検討会は以上とさせていただきます。

なお、今後の進め方についてですが、本日配布させていただきました資料3の取りまとめ案につきましては、本日の検討会で三点新しいご意見、あるいは修正に関するご意見をいただきました。鐘ヶ江先生からいただきました、新制度の運用にあたって、事業再生ADRや私的整理の実際の運用状況等について裁判所にも情報が適切に提供されることが重要であるという点。それから、先生方に本日も大変活発にご議論をいただいた点ですが、検討内容の第4の2と3に関する部分で、「正当性」とされている文言について、レジティマシーとジャスティフィケーション、この二つの観点から「正統性」と「正当性」という形で用語を使い分けるべきという点。そして、5の「その他」の部分につきましては、原案に示されている新しい立法に向けた議論がされることを期待するというご意見とともに、むしろ既存の

手続の中における商取引債権の取扱い等についての検討を深めるべきであるという意見があったことを併記していくという点の三点について、検討会としての取りまとめに反映させることとなりました。

今後の進め方としましては、これらの点を反映させた修正案を策定の上、委員の皆様にも最終的にご確認をいただき、確定版として公表するというかたちで進めさせていただければと存じます。以上のような進め方を前提として、委員の皆様にご確認いただく最終版の作成につきましては、座長にご一任をいただき、事務局に作業を進めていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、事務局において作業を進めていただきますよう、お願いいたします。

【民事法制管理官】 最後になりますが、私のほうから一言ご挨拶をさせていただきます。本日は国会が開会となりまして、あいにく民事局長と審議官が業務のため欠席させていただいておりますので、民事法制管理官の私より御礼申し上げたいと思います。委員の皆様におかれまして、本検討会におきましてお時間を頂戴するとともに、非常に難しい法的な論点につきまして、回数は限られておりましたけれども、最後まで大変密度の濃いご議論をいただき、貴重なご意見、ご指摘をいただき、どうもありがとうございます。取りまとめの確定に向けまして、事務局におきましては引き続き鋭意作業を進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【山本座長】 それでは本検討会につきましては、本日の第3回検討会をもちまして終了とさせていただきます。現在の経済状況に鑑み、経済産業省の小委員会において、早期立法に向けて急ピッチで検討が進められる中、本検討会においてもそれと歩調を合わせるかたちで、委員の皆様には小委員会において検討されている制度的枠組みを前提として、限られた期間でのご検討をお願いすることになりましたが、大変有意義なご意見、ご提言をいただくとともに、活発な議論を展開していただき、改めて御礼申し上げます。進行にあたりましては、行き届かない点もあったかと存じますが、委員の皆様のご協力により、なんとか取りまとめ案の策定にこぎ着けることができ、あわせて御礼申し上げます。本検討会における検討結果が、この事業再構築法制をより良いものとする一助となることを期待しつつ、本検討会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —